
令和6年 第3回（定例）由布市議会会議録（第6日）

令和6年9月24日（火曜日）

議事日程（第6号）

令和6年9月24日 午前10時00分開議

日程第1 陳情について

日程第2 認定第1号 令和5年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 令和5年度由布市水道事業会計収支決算の認定について

日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第3号）」

日程第5 議案第53号 由布市環境・観光振興基金条例の制定について

日程第6 議案第54号 由布市国民健康保険条例の一部改正について

日程第7 議案第55号 大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

日程第8 議案第56号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第57号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第58号 令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第59号 令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第60号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第61号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第62号 財産の取得について

日程第15 議案第63号 工事請負契約の締結について

日程第16 議案第64号 工事請負契約の締結について

日程第17 議案第65号 工事請負契約の締結について

日程第18 議案第66号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第5号）

日程第19 議案第67号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第68号 財産の取得について（追認）

日程第21 議案第69号 財産の取得について（追認）

日程第22 発議第3号 学校給食費の無償化を求める要望意見書

追加日程

日程第1 発議第4号 議長不信任に関する決議

追加日程

日程第 1 閉会中の継続審査・調査申出書

日程第 2 発議第 5 号 令和 6 年台風第 10 号の暴風雨等による災害からの復旧・復興に関する
意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 陳情について

日程第 2 認定第 1 号 令和 5 年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 2 号 令和 5 年度由布市水道事業会計収支決算の認定について

日程第 4 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて「令和 6 年度由布市一般会計補正予算（第 3 号）」

日程第 5 議案第 53 号 由布市環境・観光振興基金条例の制定について

日程第 6 議案第 54 号 由布市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 7 議案第 55 号 大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

日程第 8 議案第 56 号 令和 6 年度由布市一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 9 議案第 57 号 令和 6 年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 議案第 58 号 令和 6 年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 議案第 59 号 令和 6 年度由布市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 60 号 令和 6 年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 13 議案第 61 号 令和 6 年度由布市水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 14 議案第 62 号 財産の取得について

日程第 15 議案第 63 号 工事請負契約の締結について

日程第 16 議案第 64 号 工事請負契約の締結について

日程第 17 議案第 65 号 工事請負契約の締結について

日程第 18 議案第 66 号 令和 6 年度由布市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 19 議案第 67 号 令和 6 年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 20 議案第 68 号 財産の取得について（追認）

日程第 21 議案第 69 号 財産の取得について（追認）

日程第 22 発議第 3 号 学校給食費の無償化を求める要望意見書

追加日程

日程第 1 発議第 4 号 議長不信任に関する決議

追加日程

日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書

日程第2 発議第5号 令和6年台風第10号の暴風雨等による災害からの復旧・復興に関する
意見書

出席議員（18名）

1番	首藤 善友君	2番	志賀 輝和君
3番	高田 龍也君	4番	坂本 光広君
5番	吉村 益則君	6番	田中 廣幸君
7番	加藤 裕三君	8番	平松恵美男君
9番	太田洋一郎君	10番	加藤 幸雄君
11番	鷺野 弘一君	12番	長谷川建策君
13番	佐藤 郁夫君	14番	淵野けさ子君
15番	佐藤 人已君	16番	田中真理子君
17番	佐藤 孝昭君	18番	甲斐 裕一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	工藤 由美君	書記	中島 進君
書記	生野 洋平君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		古長 誠之君	
財政課長	大久保 暁君		
総合政策課長兼地方創生推進室長		一法師良市君	
防災危機管理課長	赤木 知人君	会計管理者	二宮 啓幸君
建設課長	衛藤 武君	農政課長	新田 祐介君

農林整備課長	一野 英実君	商工観光課長	大塚 守君
環境課長	渡辺 隆司君		
福祉事務所長兼福祉課長		後藤 昌代君	
挾間振興局長兼地域振興課長		井原 和裕君	
庄内振興局長兼地域振興課長		佐藤 重喜君	
湯布院振興局長兼地域振興課長		米津 康広君	
教育次長兼教育総務課長		安部 正徳君	
学校教育課長	麻生 久君	スポーツ振興課長	坂本 猛芳君
消防長	大嶋 陽一君		

午前10時00分開議

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。暑い方は上着を脱ぐことを許可します。今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査、また、現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、私の体調不良により議会最中に欠席いたしましたことを深くおわび申し上げます。今後の議会活動に支障がないよう早期の回復に努めてまいります。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

また、今回ホームページに議員の発言順番を掲載することが遅れてしまい、御不便をおかけしましたことも重ねておわびを申し上げます。今後は、迅速な情報提供を心がけ、御迷惑をおかけしないよう努めてまいります。改めましてこのたびは、誠に申し訳ありませんでした。

ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、陳情についてを議題とします。（「議長」と呼ぶ者あり）

高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 3番、高田龍也は、議長不信任案の動議を発言させていただきます。お願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 今の動議に賛成の方は、挙手を願います。

〔議員16名中挙手4名〕

○議長（甲斐 裕一君） ただいま高田龍也君から議長不信任の動議が出されました。この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

ここで暫時休憩します。

午前10時03分休憩

.....

午前10時41分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

先ほど3番、高田龍也君外4名から由布市議会議長の不信任決議案の動議が提出されました。この動議は、会議規則第14条の規定により成立いたしました。

ここでお諮りします。由布市議会議長の不信任決議案の動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により退場させていただき、議事の進行を副議長と交代いたします。

〔議長 甲斐 裕一君 退場〕

〔副議長 佐藤 孝昭君 議長席に着く〕

○副議長（佐藤 孝昭君） それでは、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。

----- . ----- . -----

追加日程第1. 発議第4号

○副議長（佐藤 孝昭君） 追加日程第1、由布市議会議長の不信任決議案を議題といたします。

ただいまの出席議員数は16名です。

提出者の説明を求めます。3番、高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 3番、高田龍也です。本決議案の提案理由を述べさせていただきます。

本日、令和6年9月24日の全員協議会において、甲斐裕一議長から一般質問の追加質問について謝罪を受けましたが、由布市議会議長としての資質は皆無と判断したため不信任案を提出させていただきました。

この一般質問の追加質問についてなんですが、これは今議会の一般質問追加分の締切りが9月の5日の正午までとなっておりますが、私が一般質問の追加提出を令和6年9月5日10時

59分に提出したにもかかわらず、甲斐裕一議長は上程もせず、これは甲斐裕一議長の言葉ですが、市長、総務と話をし、どんなものなのかと相談をしたとのこと。

これは、憲法21条1項により、地方議員の活動の自由が保障されており、地方議員の表現の自由及び参政権の一対応が保障されているものと思います。

地方議会において、発言する自由は議員として最も基本的な権利だと思っております。それが、今回、甲斐裕一議長により疎外されたとかいうふうに思っておりますので、この一例に関しては甲斐裕一議長に、まず先ほど述べましたが、全協の場で謝罪はありました。

また、本会議が、開始直後に市民に向けての謝罪がありました、謝罪が謝罪になっておりませんでしたので、議長というのは我々由布市議会議員の顔でありますし、由布市民の意見をまとめる象徴だと思っておりますので、現状の甲斐裕一議長では由布市議会議長をお任せすることができないと思い、不信任案を提出させていただきました。以上です。

○副議長（佐藤 孝昭君） 説明が終わりました。

先ほど出席議員数「16名」と申しましたが、「18名」でございます。失礼いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております由布市議会議長不信任決議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、議長不信任決議案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤 孝昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議長不信任案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。渕野けさ子議員。

○議員（14番 渕野けさ子君） 14番、渕野です。私は、反対の討論なんですけれども、条件付きの反対討論をさせていただきたいと思います。

「議員必携」にもありますように、議長は議会の活動を主宰し、この「主宰し」という、この字なんですけれども、この主宰というのは、人々の上に立ち中心になって物事を行う、そうする人のことを主宰と言います。

議長は、議会の活動を主宰し、議会を代表とするもので、議会構成上で欠くことのできない重要な位置にあるとあります。

議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する権限を有

している、法１０４条あります。

この議長の責任というのは、大変重いものでありまして、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければなりません。議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表するというふうに、この責任は大変重いものがあります。

今るる述べられましたように、一般質問の件でいろいろなことがございました。全員協議会でも、議運でも、また、本会議でも陳謝をするという、そういうこともありました。

このことは、今までのなかなか高田議員にも理解していただけなかった、その思いというのは、要するに議長というよりは個人の意見、考え方にとられすぎ、時間が延びてしまって、そして、結局、議会の皆さんにも心配、から御迷惑をおかけしたという形になっております。

この議会を混乱し、それに導いたその責任は大変に大きいと思っておりますし、私どもも、そういうふうに責任を感じているところであります。

ですから、私は、ここは体調不良もありまして、ちょっとお休みされていましたけれども、またこういうことが起きた場合には、速やかに議長職を辞任することをお勧めしたいと思えます。

こういう混乱は、やはり二度と起こしてはならないというふうに思っておりますので、そういうことをよく考えていただき、条件付きの反対討論とさせていただきます。

○副議長（佐藤 孝昭君） 次に、賛成の方の討論を許します。４番、坂本光広議員。

○議員（４番 坂本 光広君） 皆さん、御存じのように、何度も全員協議会の中で議論をしております。そういった中で、私としてもその責任の所在、それから、誰に対してのものか、そういうのが反省をする謝罪の中でちょっと私としては認められなかったと、非常にそういうところが残念に思っております。

そういう意味で、この動議に対して賛成の議論にしたいと思えます。

○副議長（佐藤 孝昭君） 次に、反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤 孝昭君） 次に、賛成の方の討論を許します。討論はありませんか。鷺野議員。

○議員（１１番 鷺野 弘一君） １１番、鷺野弘一です。私は、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

議会というのは、二元代表制であり、何が基本であるかということをまず議員は考えなければいけない。

その中で、今回、議長が自分の文章の中でも言われてますけれども、この質疑が出たと聞きました。それでは、どうしたものかと総務とどんなものかと話したとき、また、市長にも聞いたところ、これならいいですというふうな答弁を本人がされております。議会とは、一体何かということが本人全く分かっていないと。

今、高田議員また坂本議員も言われましたけれども、やはり議員は何を、誰の代表として出ているかという根本が分かっていない。また、その中において、時間がなかったというふうな、今度の不手際があったという中で、9月5日の日、じゃ議長は何をされていたか。湯布院に行って、会議には出られていますけれど、その晩、飲酒もされ、余りその先は言いたくはありませんけれども、そのような中で時間がなかったという本人の答弁自体がでたらめではないかと思いますので、私は高田議員の出されたことに賛成をします。

○副議長（佐藤 孝昭君） そのほかに賛成の方の討論がございましたら、挙手をお願いいたします。加藤議員。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 賛成の意見ですけれども、やはり議会というのは、市民の代表として出てきておりますから、やはり市民のためになることをやるのが私たちの仕事であって、それをちゃんと動かしてくれるのが議長だというふうに私は思っておりますので、高田議員の意見に賛成いたします。

○副議長（佐藤 孝昭君） ほかに賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤 孝昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、地方自治法第117条の規定により除斥になっております甲斐議長より弁明したい旨の申出があります。

お諮りします。これを許すことに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。したがって、一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

甲斐議長の入場を許します。

〔議長 甲斐 裕一君 入場〕

○議長（甲斐 裕一君） 一身上の弁明をお許しいただきまして誠にありがとうございます。

今後は、議会法令、由布市議会基本条例に基づき、自らの言動は注意し、全神経を注ぎ、議長職を務めてまいりたいと思います。

そのためには、議員一人一人との対話を十分に図り、議会の運営を円滑に進めてまいります。

以上で、私の一身上の弁明といたしたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（佐藤 孝昭君） それでは、再び甲斐議長の退場を求めます。

〔議長 甲斐 裕一君 退場〕

○副議長（佐藤 孝昭君） これより由布市議会議長不信任決議案について採決をいたします。

この採決は起立によって行います。由布市議会議長不信任決議案について、賛成の方の起立を

求めます。

〔議員16名中起立5名〕

○副議長（佐藤 孝昭君） 起立少数です。したがって、由布市議会議長不信任決議案については否決をされました。

ここで、18番、甲斐裕一君の入場を許可いたします。

〔議長 甲斐 裕一君 入場〕

○副議長（佐藤 孝昭君） 由布市議会議長不信任案決議におきまして否決をされましたのでお知らせをいたします。

これで議長を交代いたします。

〔議長 甲斐 裕一君 議長席に着く〕

○議長（甲斐 裕一君） ただいま議長不信任案決議が否決されましたが、今後も円滑な議会の運営に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

----- . ----- . -----

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、陳情についてを議題とします。

継続審査となっていました陳情1件について、常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。総務常任委員長、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 総務常任委員長の太田洋一郎です。陳情審査の報告をさせていただきます。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時、令和6年9月17日火曜日、審査及びまとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室。

出席者は、記載のとおりでございます。

担当課、総合政策課。

書記、議会事務局。

受理番号5、受理年月日、令和6年6月6日。

件名、2種運転手不足の昨今、「旧町内を昼間」なら、タクシー会社の運行管理で「白ワゴン、1種免許（認定講習）」でも良いのでは？

委員会の意見。

本陳情は、コミュニティバス等における「自家用有償旅客運送制度」及び「自家用有償旅客運送における優良1種免許者」の活用を求めるもの。

当委員会は、令和6年6月24日及び令和6年9月17日に陳情者から意見聴取を行った。

委員会の意見としては、陳情者の趣旨は理解するが、市全体の地域公共交通の在り方を検討する中で、市民の移動手段の確保に向け他自治体の取組も参考にしながら担当課から引き続き説明を受け、様々な移送資源の維持拡充に向けて検討することを求めることとした。

審査の結果、継続審査と決定。

審査結果、継続審査でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 常任委員長の報告は終わりました。

陳情受理番号5、2種運転手不足の昨今、「旧町内を昼間」なら、タクシー会社の運行管理で「白ワゴン、1種免許（認定講習）」でも良いのでは？は継続審査となっております。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第2、認定第1号、令和5年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第63号、工事請負契約の締結についてまでの14件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について御報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 総務常任委員長の太田洋一郎です。委員会審査の報告をさせていただきます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により御報告いたします。

日時、令和6年9月17日火曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室。

出席者は、記載のとおりです。

担当課も、記載のとおりです。

書記は、議会事務局。

事件の番号、議案第53号、由布市環境・観光振興基金条例の制定について。

経過及び理由。

本議案は、入湯税の超過課税分の収納額を環境・観光整備に要する経費の財源に充てるため基金を設置することにより、議会の議決を求めるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第56号、件名、令和6年度由布市一般会計補正予算（第4号）。

経過及び理由。

本補正予算は、一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億１，５２３万円を追加し、歳入歳出予算の総額を２３６億１，４８３万３，０００円とするもの。

歳入として、定額減税に伴う定額減税減収補填特例交付金や普通交付税、繰越金の額の確定のほか、事業に伴う国県支出金などの特定財源が主なもの。

財政調整基金については、令和６年９月補正予算後の残高が１９億１，７８０万１，０００円との説明を受けた。

委員会からは、２０億円を切ったことを踏まえ、しっかりと財政運営を行ってほしいとの意見が出た。

歳出の主なものとして、庄内地域コミュニティ形成促進事業及び湯布院地域コミュニティ形成促進事業は、各地域まちづくり協議会に対し各協議会に寄附されたふるさと納税を活用した地域まちづくり活動促進交付金１，５８９万３，０００円を計上し、取組を進めるもの。

若者定住住宅促進事業は、若者定住に向けた取組として、寿楽苑跡地を若者定住住宅へ宅地造成を行うため、設計業務費１，３３７万３，０００円を計上するもの。

委員会からは、今後の事業の進め方として条件等をしっかり検討した上で事業に着手するよう意見を付す。

旧湯布院公民館跡地整備事業の１億７１４万９，０００円については、各種申請手続の関係で発注が遅れたため、事業３年間にわたる継続費として計上し、令和６年度事業費を削減するもの。

委員会からは、この事業に関することについて、周辺整備の計画を見直し、安全対策等をしっかり検討した上で、慎重かつ関係部局とも連携を図り、十分な協議を行うよう意見を付す。

また、湯布院交通渋滞対策事業は、市道前徳野岳本線、湯の坪街道の地域住民の生活環境の改善、歩行者通行区間の安全の確保、商店街の活性化とにぎわいづくりを図ることを目的として、渋滞緩和に向けた取組として一方通行化の実証実験を行うため１２０万円を計上するもの。

委員会からは、この事業に関して地域住民や事業所等に不便が生じることが予測されることから実証実験の事前説明を行い合意形成を図り、計画の変更も含めて慎重に事業実施をするよう意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第６２号、財産の取得について。

経過及び理由。

本議案は校務用パソコン購入について、令和６年８月２２日に指名競争入札を執行し、８月２７日付で仮契約を締結したものを本契約とするため、由布市有財産条例の第２条の規定により議会の議決を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第63号、工事請負契約の締結について。

経過及び理由。

本議案は、湯平地域緊急避難所新築工事について、令和6年8月22日に要件設定型一般競争入札を執行し、8月27日付で仮契約を締結したものを本契約にするため由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、教育民生常任委員長、田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） 教育民生常任委員会委員長、田中真理子です。委員会審査の報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和6年9月17日火曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第2委員会室。

出席者は、記載のとおりです。

担当課も、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

裏面を御覧ください。

審査結果、下記のとおり。

事件の番号、議案第54号、件名、由布市国民健康保険条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する政令が公布されたことに伴い、所定の改正を行うものである。

今後、市民に対しては、十分な理解と認識を得られるよう周知徹底を図るべく意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第55号、件名、大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について。

経過及び理由。

本議案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、大分県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであり、同規約の別表第1中、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものである。

議案第54号と同様に、市民に対しては十分な理解と認識を得られるよう周知徹底を図るべく意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第56号、件名、令和6年度由布市一般会計補正予算（第4号）。

経過及び理由。

当委員会に関わる歳出の主なものとして、3款2項1目、区分2、18節176万4,000円の増額は、食料品等価格高騰対策臨時支援金における副食費を現行の額から国基準額に増額することによるものです。

3款2項2目、区分2の18節389万4,000円の減額は、保育士として市内認可保育所等に新規雇用された方に対する保育士確保対策事業就労奨励金15万円の8名分、120万円を新規に計上したことによる増額と、あわせて幼児教育支援促進事業費補助金額が決定したことで509万4,000円が減額になったことによるもの。

委員会からは、引き続き保育士不足の解決に向け、既存の保育士も含めたさらなる支援策の充実に努めるよう意見を付す。

3款2項2目、区分3の12節委託料811万6,000円の増額は、障害児受入強化推進事業において、放課後児童クラブへの障がい児の受入人数が増加したことにより、支援員等を配置することによるもの。3款3項1目、区分1、12節委託料のうち181万1,000円の増額は、生活保護業務の標準化移行に伴うシステム改修によるもの。区分2の18節、150万円の増額は、生活困窮自立支援の機能強化事業として、支援ニーズが増大した地域の事業所等に対する活動支援として50万円を上限に3団体分計上するものとの説明を受けました。

10款2項1目、区分1の4,727万3,000円の増額は、西庄内小学校屋内運動場大規模改造工事によるもので、4目の1億1,974万2,000円の増額は、挾間小学校増築工事の設計金額確定によるもの、また、10款3項1目14節253万円の増額は、挾間中学校の職員数増加に伴う職員室改修工事によるものとの説明を受けました。

学校施設については、人口動態や転出入によるデータを基に５年後、１０年後を見据えたしつかりとした計画を今後明確にしていくべきとの意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第５７号、件名、令和６年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）。

経過及び理由。

本補正予算は、歳入歳出予算それぞれに６,８７３万５,０００円を追加し、予算総額を４０億７,８１４万８,０００円とするもの。

主な内容として、歳入では繰越金を、歳出では前年度分事業費の確定に伴う交付金等の精算に関わる経費を増額するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第５８号、件名、令和６年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

経過及び理由。

本補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ２９２万７,０００円を追加し、予算総額を６億６,５０２万８,０００円とするもの。

主な内容として、歳入では繰越金を、歳出では予備費を増額するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第５９号、件名、令和６年度由布市介護保険特別会計補正予算（第１号）。

経過及び理由。

本補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ１億２,１１０万９,０００円を追加し、予算総額を４５億５,００２万１,０００円とするもの。

主な内容として、歳入では基金繰入金、繰越金を、歳出では基金積立金、諸支出金を増額するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定。

審査の結果、原案を可決すべきと決定。

以上です。御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、産業建設常任委員長、田中廣幸君。

○産業建設常任委員長（田中 廣幸君） 産業建設常任委員会委員長の田中廣幸です。委員会の報

告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

日時、令和6年9月17日火曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室。

現地確認、挾間町の三船地区と谷地区です。庄内町は、大津留地区、平石地区。湯布院町は宮川流域です。

出席者は、記載のとおりです。

担当課も、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査結果、下記のとおり。

事件の番号、承認第5号、件名、専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第3号）」。

経過及び理由。

本件は、令和6年度由布市一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ3,690万4,000円を追加し、予算総額を232億9,960万3,000円とする補正予算について、令和6年7月1日付で専決処分を行ったことに関し議会の承認を求めるもの。

本年7月大雨災害に係る災害関連の対策費であり、11款1項1目農業用施設災害復旧費では、土砂よけ等の緊急対応に係る補助金600万円の補正及び11款2項1目公共土木施設災害復旧費では、復旧に向けた測量設計や委託料、土砂、倒木等緊急除去工事費で3,090万4,000円を増額する補正である。

慎重審査の結果、全員一致で承認すべきと決定した。

審査の結果、承認すべきと決定。

事件の番号、議案第56号、件名、令和6年度由布市一般会計補正予算（第4号）。

経過及び理由。

本補正予算の当委員会に係る主な審査項目として、歳出における7款1項3目観光振興事業564万3,000円の増額は、観光客増加により需要の高まったパンフレット等を増刷するための印刷製本費を417万5,000円を追加するもの、及び11月29日から3日間、東京で開催される「おんせん県おおいた地獄蒸し祭り」へ参加するための負担金97万2,000円を追加するもの。

8款2項1目道路維持事業1,500万円の増額は、資材費や人件費の高騰を鑑み、各地域の道路維持工事を推進するために必要な予算を追加するもの。

8款2項2目道路整備事業（過疎対策事業及び単独事業）4,595万4,000円の増額は5つの市道、深谷長野線、仁瀬小袋線、長湯庄内湯ノ平線、前徳野光永線、阿鉢酒野線に係る測量委託料及び工事費として追加するもの。

8款4項1目都市計画事業596万2,000円の増額は、県道医大バイパス線の北方交差点から挾間幼稚園方向に抜ける都市計画道路と新設工事中の市道向原別府線に関係する交差点について、この周辺の土地活用の検討を行うための調査業務委託料との説明を受けた。

当委員会として、今回の地獄蒸し祭り等、由布市を直接宣伝できるイベントへの参加の際は、ふるさと納税の推進等を含め、由布市のPRを積極的に行うよう意見を付す。

また、道路改良や災害対応に係る測量及び都市計画等における調査業務を行う際、その調査等の結果を基に、早い段階での計画化や事業化としていけるよう努めることの意見を付す。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第60号、件名、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本議案は、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計予算における歳入歳出予算から49万9,000円を減額し、総額を8,688万1,000円とするもので、主な内容としては、決算確定により、繰越金、一般会計繰入金、基金積立金を補正するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第61号、件名、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。

本議案は、令和6年度由布市水道事業会計予算における収益的支出を214万円増額し、総額8億3,936万8,000円とするもの、並びに資本的収入を3,440万円増額し、総額8億7,924万8,000円とし、資本的支出を3,809万3,000円増額し、総額11億9,021万8,000円とするもの、収益的支出については、時間外勤務手当の増額と郵便料金変更に伴う通信運搬費の増額が主なもの。漏水等の対応連絡が土日になくなっていることや、夜間工事の対応等で時間外勤務が増加している現状の説明を受けた。

資本的支出については、湯平ふれあいホール前橋梁工事に伴う配水管添架工事の設計委託に751万3,000円を増額し、また、請負工事費については、県道湯平温泉線、石武線、市道

荒木山崎線の工事に伴う配水管布設替工事費として3,058万円を増額するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、報告いたします。皆様の審議よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、決算特別委員長、佐藤孝昭君。

○決算特別委員長（佐藤 孝昭君） 皆さん、おはようございます。決算特別委員会委員長の佐藤孝昭でございます。特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時、令和6年9月12日、木曜日、審査、まとめ。

場所、本庁舎議場。

出席者は、記載のとおりでございます。

書記は、議会事務局。

審査結果。

認定第1号、令和5年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

経過及び理由。

令和5年度一般会計における経常収支比率は、前年度比で0.9ポイント上昇し96.6%で、財政力指数は、前年度比0.003ポイント低下し0.410となっています。

歳入総額は230億4,249万8,000円で、前年度に比べ4億8,517万3,000円の減、歳出総額は221億5,952万円で、前年度に比べ5億2,343万1,000円の減であります。

予算現額の253億7,782万4,000円より支出済額と翌年度繰越額を除いた不用額は9億3,899万2,000円となり、前年度に比べ1億1,700万円増加しています。

国民健康保険特別会計は、歳入総額39億8,647万5,000円で、歳出総額39億2,388万1,000円、実質収支額は6,259万4,000円、前年度に比べ2.4%の支出減となっています。保険税の収納率は81.8%で、前年度より0.7ポイント改善しています。

介護保険特別会計は、歳入総額42億8,776万4,000円、歳出総額は41億8,605万2,000円、実質収支額は1億171万2,000円。保険料の収納率は98%で、前年度より0.9ポイント改善しています。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額9,145万3,000円、歳出総額8,794万4,000円、実質収支額は350万9,000円、使用料の収納率は90.4%で前年度より3.5ポイント改善しています。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額5億6,264万1,000円、歳出総額5億5,971万2,000円、実質収支額は292万9,000円。保険料全体の収納率は99%で前年度より0.2ポイント改善しています。

以上、一般会計と4つの特別会計の歳入歳出決算の審査を議長、議会選出監査委員を除く全出席議員で行いました。各委員により24件の質疑と2件の関連質疑が行われ、特別委員会として全体を通して以下の意見を付します。

1、不用額や繰越明許費の多い事業が見受けられます。予算編成に当たっては、しっかりとした積算や国・県の施策動向や各課との情報共有を図った上で、今後の予算編成に努めていただきたい。

2、各事業において、調査業務や計画策定が行われた際は、それらを基に早い段階での事業化に取り組んでいただきたい。

3、今回も台風10号により災害が発生しました。自然災害に対する防災・減災対策や、迅速な災害復旧対策を未復旧部分を含めて進めていただきたい。

4、来期の予算編成に当たっては、決算特別委員会において各委員から出された意見を十分に留意し、市財政の健全化と地域社会の振興、市民・福祉の向上に向けて引き続き努力をしていただきたい。

以上の4点について意見を付します。

慎重審査の結果、賛成多数で原案認定すべきと決定いたしました。

審査の結果、原案認定すべきと決定。

次に、認定第2号、令和5年度由布市水道事業会計収支決算の認定について。

経過及び理由。

給水状況については、給水人口は3万200人、普及率94.9%であります。また、年間総有収水量は388万9,302立米で、有収率は前年度比1.3ポイント上昇し71.7%でありました。また、水道料金の収納率は82.2%で、前年度より1ポイント上昇しており、一般会計等の出納整理期間を想定した5月末日現在の収納率は99.3%で、前年度に比べ0.3ポイント改善しています。

予算執行状況については、収益的収入の決算額は9億1,025万1,289円で、収益的支出の決算額は7億9,379万130円となっている。

営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は1億6,527万4,633円、経常利益は7,575万5,820円、当年度純利益は7,569万3,210円となっています。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は1億8,390万5,246円となっています。

また、施設の整備拡充のための資本的収入及び支出については、収入において企業債や一般会計からの補助金などが主なもので、決算額は4億7,287万939円となっています。

支出においては、請負工事費と実施設計委託料のほか、人件費、企業債の償還金が主なもので、決算額8億18万7,911円で、資本的収入額が資本的支出額に対して3億2,731万6,972円の不足となっています。この不足額については、消費税及び地方消費税資本収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金で補填をされています。

慎重審査の結果、全員一致で原案認定すべきと決定いたしました。

審査の結果、原案認定すべきと決定。

以上で報告を終わります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより各議案の審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、日程第2、認定第1号、令和5年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第3、認定第2号、令和5年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告の

とおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第4、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第3号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第5、議案第53号、由布市環境・観光振興基金条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第54号、由布市国民健康保険条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第55号、大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第56号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第4号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 3番、高田龍也です。総務常任委員長にお聞きいたします。

今回、湯布院公民館跡地の件で出ていると思うんですが、既存の亀の井バスさんの舗装の件については、どのようなお話があったか教えていただければ助かるんですが。どのような取扱いにしていくか。

現状では、まだ亀の井バスさんが今利用している舗装部分は亀の井バスさんの所有物ということになっておりますが、その点で、今回予算等計上されているのか、その後はどのようにになっているのか、ちょっと教えていただければ。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） お答えいたします。

委員会の中で、現状の工事費とはまた別に、そういった剥離費用がかかるのかというところで質問いたしましたら、それはかかりますというふうな説明でございました。

その費用はどうなるのかというふうなことで、委員会の中で質疑しましたら、それは由布市の持ち出しになりますというふうな説明を受けました。

それに関して、それもやはり由布市と亀の井で協議をして、亀の井バスサイドにも支払いを求めるべきではないのかというふうな意見も出ましたが、今回のこの事業というのは、もともと湯

布院の駅前の社会資本整備事業の一環として計画された中で、積み上げ、積み残し事業として、駅前の渋滞緩和と、あと、歩行者の安全を有すると、安全確保という観点から進められた事業であって、その件に関して亀の井バス事業者、交通事業者に対して協力を求めたということもあるので、なかなかその部分は支払いを求めるということはできませんというふうな答弁でございました。

再度、協議するようというふうに意見をしましたけれども、もう契約が締結しておりますということで、遡るのは非常に厳しいというような説明を受けました。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ありがとうございます。そのように協議をしていただいたというところと、今まで協議をしていたという話であれば、どの方がどのように協議してきて、議事録的なもの、私たち議場でそういうような話をしないといけない立場ですし、亀の井バスさんの舗装部分を単純に取り壊し、はぎ取りと運搬とかをした場合に、直行費、工事経費抜いたときに、単純検査しても1,800万円ぐらいかかるかなと思って、それに経費を入れたら2,000万円以上の話になるんじゃないのかなと思うので、この後、学校教育課のほうからもありますが、2,000万円以上を超えるようなものに対して支出するとかいう、ちょっと私が臆測で今、すみません、数字言って申し訳ないんですけども、ちょっと右から左に移すような金額ではないので、できれば総務のほうで、いま一度、話合いの過程の、誰が亀の井さんと話して、そういう経過になったかとかいう、いま一度話していただけるとありがたいなと、ちょっとお願いなんです。よろしくお願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） そのようなことが可能かどうかというところも含めて、委員会の中で協議していきたいというふうに思います。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第57号、令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第58号、令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第59号、令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第60号、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第61号、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第62号、財産の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第62号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第63号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第64号、工事請負契約の締結についてから、日程第21、議案第69号、財産の取得についてまでの議案6件及び日程第22、発議第3号、学校給食費の無償化を求める要望意見書の発議の1件について一括上程します。

まず、日程第16、議案第64号から日程第21、議案第69号まで、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、ただいま追加上程されました6件の議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

初めに、議案第64号、工事請負契約の締結については、由布市環境衛生センター解体撤去工事となります。8月30日に要件設定型一般競争入札を執行した結果、有限会社スギショーが消費税を含む2億5,618万2,300円で落札し、9月5日付で仮契約を締結いたしました。この建設工事請負仮契約を本契約とするため、由布市議会の議決に付すべき契約及び重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第65号、工事請負契約の締結については、由布市ごみ中継施設整備工事となります。8月30日、要件設定型一般競争入札を執行した結果、極東開発工業株式会社が消費税を含む18億6,560万円で落札し、9月6日付で仮契約を締結しました。この建設工事請負仮契約を本契約とするため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第66号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ

12億8,538万4,000円を追加し、予算の総額を249億21万7,000円にお願いするものでございます。これは、令和6年8月、台風10号により、住宅の被害や道路の寸断、土砂崩れが発生した災害に係る対応及び復旧・復興対策が主なものであり、内容といたしましては、床上浸水など住宅被害に対する支援として、災害被災者住宅再建支援事業補助金や、宅地に土砂が流入したときの復旧費用を補助する宅地被害復旧支援金、このほか市道等の土砂・倒木の緊急除去工事、公共土木施設、農地農業施設及び林業施設の災害査定に係る測量設計委託料、農地等の土砂取り除きに対する災害復旧事業補助金の追加計上をいたしております。

次に、議案第67号、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ813万2,000円を追加し、予算の総額を9,501万3,000円にお願いするものです。これは、令和6年8月、台風10号により、由布市挾間町来鉢地区農業集落排水施設の排水管が土砂崩れによって流出したため、その復旧費用となります。市としては、国・県などの関係機関と緊密に連携を図りながら、スピード感を持って復旧・復興に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議案第68号及び議案第69号の提案理由に先立ちまして、まずもって追加提案に至った理由を申し上げます。

本来、由布市有財産条例及び地方自治法により、予定価格が2,000万円以上の動産の買入れまたは売払いをしようとするときは、議会の議決を得なければならないこととなっておりますが、このたび令和2年度及び令和6年度の小学校教師用指導書について、議決されずに契約を行っていたことが判明いたしました。このままの状態であれば、違法無効ということになりますので、議会の追認議決をいただくことにより瑕疵が治癒されるという判例があることから、両議案を追加提案させていただくものでございます。

議決を得ることなくこれらの契約に至ったことは、職員の関連法令等の認識を欠いていたこと、また、私を含め監督者、決裁権限のある管理職の認識の欠如が起因するものであります。市民の皆様、並びに議員各位に対しまして深くおわび申し上げますとともに、今後こうしたことが繰り返さないよう再発防止の取組を進めてまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第68号及び議案第69号の提案理由を述べさせていただきます。

初めに、議案第68号については、令和2年度の由布市立小学校で用いる教師用指導書を議会の議決を経ずに取得したことについて、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の追認を得ようとするものでございます。

次に、議案第69号については、令和6年度の由布市立小学校で用いる教師用指導書を議会の議決を経ずに取得したことについて、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の追認を得よ

うとするものでございます。

以上で私からの説明を終わります。詳細については、担当課長より説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第22、発議第3号について、提出者に提案理由の説明を求めます。16番、田中真理子さん。

○議員（16番 田中真理子君） 読み上げて提案といたします。

発議第3号、学校給食費無償化を求める要望意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年9月24日、由布市議会議長、甲斐裕一殿。

提出者、由布市議会議員、田中真理子。

賛成者、由布市議会議員、志賀輝和、由布市議会議員、佐藤郁夫、由布市議会議員、加藤幸雄、由布市議会議員、吉村益則、由布市議会議員、首藤善友。教育民生委員全員です。

提案理由は、国による小中学校の学校給食費無償化の実施を求めるためです。

裏面を御覧ください。

学校給食費の無償化を求める要望意見書。

学校給食は、学校給食法第1条において、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるとされており、子どもたちにとって大切な要素であります。

近年、国際情勢による物価高騰の長期化などの要因により、子育て世帯における教育費等の負担は増加の一途をたどっている。

そうした背景もあり、全国の一部の自治体では、子育て支援策の一環として給食費の無償化や一部補助といった独自の施策を推進してきている。

しかしながら、学校給食費の無償化の取組が、自治体の財政状況によって差が生じたり、取組の継続性が担保されず、学校給食制度本来の理念、目的から遠ざかることになると危惧しています。

政府は、令和5年6月の「こども未来戦略方針」の中で、学校給食費の無償化の実現に向けて、各自治体における取組実態や成果、課題の調査を行い、速やかにその結果を公表するとしており、教育の根幹に関わる給食制度が自治体間で格差を生じることのないよう、国の責任において全国一律での小中学校の学校給食費無償化の制度を早期に講じるよう要望する。

記。

1、国において小中学校の学校給食費の無償化を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月24日。

衆議院議長、額賀福志郎様、参議院議長、尾辻秀久様、内閣総理大臣、岸田文雄様、総務大臣、松本剛明様、財務大臣、鈴木俊一様、文部科学大臣、盛山正仁様宛てに提出したいと思います。どうぞ、御賛同よろしく願いをいたします。

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩します。再開は13時といたします。

午後0時03分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、詳細説明を求めます。

まず、議案第64号から議案第66号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。議案第64号につきまして詳細説明をいたします。

議案第64号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月24日提出、由布市長。

入札の方法は、要件設定型一般競争入札で行っております。

契約の目的につきましては、由布市環境衛生センター解体撤去工事になります。これは、由布市汚泥再生処理センター整備工事の完成に伴い、旧し尿処理施設の解体撤去工事になります。

契約の金額は、消費税を含む2億5,618万2,300円でございます。

契約の相手方は、由布市湯布院町下湯平2398番地、有限会社スギショーとなっております。

議案の裏面以降に、仮契約書及び入札結果の一覧表を添付しておりますので御参照いただきますようお願いをいたします。

次に、議案第65号につきまして詳細説明をいたします。

議案第65号、工事請負契約の締結について。

次のとおり請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月24日提出、由布市長。

入札の方法は、要件設定型一般競争入札で行っております。

契約の目的につきましては、由布市ごみ中継施設整備工事になります。現在、市内のごみを大分市福宗環境センターにて処理をしておりますが、令和9年度新環境センター稼働により福宗環境センターと比較して運搬距離が延長することから市内のごみ収集運搬効率を高めるため、ごみ

中継施設を整備する工事となります。

契約の金額は、消費税を含む１８億６，５６０万円でございます。

契約の相手方は、大阪府中央区淡路町二丁目５番１１号、極東開発工業株式会社となっております。

議案の裏面以降、仮契約書及び入札結果の一覧表を添付しておりますので御参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案第６６号について詳細説明をいたします。

議案第６６号、令和６年度由布市一般会計補正予算（第５号）。

令和６年度の由布市の一般会計補正予算（第５号）は、次の定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２億８，５３８万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２４９億２１万７，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

第２条、地方債の変更は、第２表地方債補正による。

令和６年９月２４日提出、由布市長。

１ページをお開きください。第１表歳入歳出予算補正です。２ページにかけて歳入歳出、款項ごとに補正額を計上しております。

３ページをお願いします。第２表地方債補正です。公共土木施設災害復旧事業の変更をお願いをしております、地方債補正後の限度額合計は３０億７，１５５万６，０００円となります。

４ページから補正予算事項別明細書となります。

８ページをお願いします。

歳入でございます。まず、２０款１項１目の２節基金繰入金は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金の繰入れを４億５，３１７万１，０００円増加しております。その他特定財源につきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

歳出のものでございますが、台風１０号に係る災害対応及び復旧に向けた事業が主なものになります。また、歳出中の給与管理費の職員手当につきましては、災害調査及び災害査定に向けた時間外手当を計上しております。

それでは、主な事業を中心に御説明をさせていただきます。１０ページをお願いします。

２款１項９目、区分１の地域振興費（庄内）は、庄内地域男池園地の名水の滝における支障木伐採工事となります。

１２ページをお願いいたします。

４款１項５目、区分１、農業集落排水事業は、挾間地域来鉢農業集落排水施設の管路が流出し

たことから、早期に復旧するため農業集落排水事業特別会計に繰出金を増額するものです。区分2、災害対応事業（環境課）は、挾間、庄内、湯布院の3地域に開設した災害廃棄物仮置場からの災害ごみ運搬及び処分に係る経費及び災害廃棄物処理に係る実行計画や施工管理業務となります。なお、9月13日まで開設をしていました仮置場に係る経費は予備費を充当しております。特定財源として国庫補助金2分の1を充当しております。

6款1項3目、区分1、災害対応事業（農政課）は農業用倉庫やビニールハウスが、雨水の流入等により施設内の農業用機材が水没し使用困難となったことによる機材の修復支援事業となります。財源負担は県補助金3分の1、市3分の1となっております。

9款1項3目の区分3、災害対応事業（防災危機管理課）は、床上浸水など住宅被害に対する支援として、災害被災者住宅再建支援事業費補助金を計上しています。特定財源として、県支出金2分の1を充当しております。また、市単独事業となりますが、住宅の宅地の崩壊や宅地に土砂が流入したときの復旧費として1か所当たり上限30万円まで補助する宅地災害復旧支援金を計上しております。

10款5項1目、区分1の学校給食センター改修事業は、今回の台風に係る案件ではございませんが、排水処理施設のブロワーの1台が故障し、早期に交換する必要が生じたことから計上するものです。

11款1項1目、区分1の農業用施設災害復旧費の委託料は、農地等の災害復旧に係る測量設計業務で、農地360か所、農業施設240か所分を計上しております。

その下、工事請負費は、農業施設等の応急工事及び早期工事必要箇所50か所の災害復旧工事で、国庫財源を伴う県補助金と受益者負担分担金を充当しております。

また、災害復旧補助金は、被害を受けた農業用施設等の緊急な土砂等の除去に対して交付する由布市単独災害復旧事業補助金及び由布市農地等災害復旧事業補助金を増額をしております。

11款1項2目、区分1の林業施設災害復旧費は、庄内地域の五ヶ瀬線、高牧線、扇山線、奥畑線の4路線の災害復旧に係る測量設計業務として計上をしております。

11款2項1目、区分1、公共土木施設災害復旧費については、市道・河川合わせて14か所の補助対象となる復旧工事分で6億3,280万円、また139か所の単独災害復旧事業分で1億1,970万円となっております。

特定財源として補助対象となる復旧工事に対しましては66.7%の国庫補助金、また、補助裏及び単独災害復旧工事分につきましては、災害復旧事業債を充当しております。

18ページをお願いします。

11款3項1目、区分1、公立学校施設災害復旧費につきましては、由布市立川西小学校の揚水ポンプが雨水の流入により故障したことによる取替工事費として55万2,000円及び湯布

院幼稚園運動場が陥没したことによる復旧工事として１２６万５，０００円となっております。

１１款３項３目、区分１、体育施設災害復旧費については、挾間地域挾間中洲賀グラウンドが大分川の越水により土砂がさらわれたことによる復旧工事費として１２９万９，０００円及び庄内地域庄内総合運動公園の北側のり面が崩壊したことによる復旧費として２８５万３，０００円を計上しております。

詳細説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第６７号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。議案第６７号について詳細説明をいたします。

議案第６７号、令和６年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ８１３万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，５０１万３，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和６年９月２４日提出、由布市長。

歳入歳出補正予算書事項別明細書の９ページをお願いいたします。

歳出のほうから御説明いたします。

本年８月２９日に襲来した台風１０号の豪雨によりまして、賀来川護岸の市道三船橋目ノ子迫無田線に敷設しております由布市挾間町来鉢地区農業集落排水施設の排水管及びマンホールが護岸の崩壊とともに流出したため、仮設管を設置するための費用をお願いするものです。

歳出総額８１３万２，０００円の内訳は、修繕費といたしまして６４２万７，０００円、測量設計に１７０万５，０００円を計上いたしております。

歳入につきましては、この要する費用の全額を一般会計より８１３万２，０００円を繰り入れることとしております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第６８号及び議案第６９号について、続けて詳細説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。議案第６８号及び議案第６９号につきましての詳細説明をいたします。

本来、由布市有財産条例及び地方自治法により、予定価格２，０００万円以上の動産の買入れ、または売払いをしようとするときは議会の議決を得なければならないこととなっておりますが、このたび令和２年度及び令和６年度の小学校教師用指導書について、議会の議決を得ずに契約を

行っていたことが判明いたしました。大変申し訳ありませんでした。

内容につきましては、議案の第68号にございますように、取得金額といたしまして、令和2年度購入金額分につきましては、契約金額2,347万7,080円でございます。

また、令和6年度の購入分につきましては、議案第69号にございますように、契約金額2,799万7,090円でございます。

このようになってしまいました原因といたしましては、2,000万円以上の動産の買入れに際し、財産の取得として議決が必要になるという認識が、私を含め関係職員全体で不足していたため、本来必要な議決を得ずに小学校の教師用指導書を購入するという事務処理を行ってしまいました。そのため本議会により議案第68号議案と議案第69号議案のほうを追認をお願いするものでございます。

教育委員会では、市長部局との連携協力により、二度とこのような事態が生じないよう契約事務手続を進める際のチェック体制を強化し、再発防止に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、議案6件、発議1件の提案理由並びに詳細説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの議案6件及び発議1件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し全員による審議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

まず議案第64号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 議案第64号についてお聞きいたします。

そもそもなんですが、これ9月5日に入札が行われているんですかね。契約がされているということなんですが、これは9月議会開催前に入札をした後に、しっかりと委員会に付託できるような形で、なぜ入札等の段取りを組まないか、工程を組まなかったのかなど、ちょっと不思議に思うところなんですが、この後続くやつにもそういうふうに聞こうと思うんですが、それが一つ気になるところと、この予定価格が出ていますが、この予定価格の算出というのは、どなたがされたんでしょうか、解体工事の。取りあえず、その2点を聞かせてください。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをいたします。

1点目のほうの日程のほうにつきましては、原課からの設計書等が上がってきた時点で速やか

に指名委員会等を開きながら入札の執行業務を行っていたような形になります。

ただ、金額が大きいことと、要件設定型の一般競争入札で行っていることから、期間を十分に設けないと、やはり業者のほうも、やはり積算等が設けられないから期間を取った関係上、大変申し訳ございませんけど、こういうふうな形のほうに、御報告というふうな形、入札日を設定をしたような形になっております。

設計額のほうにつきましては、原課のほうから上がってきた設計書に基づき予定価格を設定いたしております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 日程についてですが、この日程で9月議会があるのは前々から分かっていたことだと思うんですね。金額も物すごく大きいので、しっかりと審議を、この集中審議がしっかりしていないというわけではないんですが、しっかりと時間をかけて適正な価格でされたんだと思うんですが、やっぱり金額が金額なんで、しっかりと話をしていきたいので、今後もうこういうようなことがあれば、議会に最初からかけられるような工程でしっかりと入札を組んでいただければと思います。

それと、今、現場から予定価格が上がってきたちゅうこと、どういうことですか。今、これ3回までですか、3回までですよ。てなると、やっぱりこうやってしっかり質疑ができないんですよ。なので予定価格は、由布市さんが積算した、じゃどの部署がしたんですかちゅうことをちょっと聞きたいんですよ。この予定価格は、どうやって算出されたのか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えします。

こちらのほうは、環境課のほうで算定をいたしました。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

環境課が行うのは設計額です、あくまで。公共工事の設計に基づいて設計をしております。予定価格は、私のほうで決めます。今、現在は、設計額をそのまま予定価格にしております。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 予定価格を決めるに当たって、その根拠は何なのかなと思って。それがすごく気になるんですね。

解体工事に関して言えば、新しくものをつくるに当たっての積算、単価を入れていって積立てをしていって、この金額だよなって出す部分と、解体というのは現地に行って、どういうものに建物があるのか。今でいう、昔でいう石綿、アスベストがあつたりとか、現地調査をしないと、しっかりとその金額がはじけないと思うんですけども、今回、建物も古いんだと思うんです

が、アスベストの調査とかけた場合には、大体どういうふうになるかとか、そういうのも、それはあれですか。職員さんがその現地に行って数字を拾い出して、当てはめて、計算をして、この予定価格にしたのかちゅうことを聞きたいんですけども。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えします。

コンサルタント会社の方に委託して算定しております。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑は。加藤幸雄君。

○議員（１０番 加藤 幸雄君） 入札価格は分かるんですけど、この内訳というのは、どこか載ったものっていうのはあるんですかね。解体工事であれば、本体をこうする、こっちがこうするとか、これが３００万円だ、これが５００万円だとか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えします。

先ほどの分で、処理解体工事と管理解体工事、外構の解体工事と区分して積算をしております。

○議長（甲斐 裕一君） 加藤幸雄君。

○議員（１０番 加藤 幸雄君） 私たちが審議するのに、このまま一括ぽんと出されて、もうあつこの分がこんくらいかかるんだ、ここのが、だからこうなんだなっていうのが分からないもので、これだけ審議しろって、ちょっと難しいところがあるのかなと思うんですけど、そういうのは出せないのかな。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） すみません。ちょっと現在、手持ちであるものでかなうかどうか分からないんですけども、また、改めてそちらの分はお示しさせていただくということでいかがでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 鷲野弘一君。

○議員（１１番 鷲野 弘一君） 今コンサルと言われたんですけども、今回この費用の中にはコンサル経費なんかは入っていないんじゃないかと思うんですけど、また、どこのコンサルを使ったのか、そこを教えていただけますか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 大変すみません。ちょっと今手元に用意していないものですから。予算としては、今回のではなくて、当初にたしか載っていたと思うんですけども。ちょっとすみません。そこも正確にちょっとお答えできないので、改めて御報告させていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） 鷲野弘一君。

○議員（１１番 鷲野 弘一君） 今言われる中で、これを追加で出てきてやる中で、そのくらい

の答弁をしきれなければ、こういうのを上げること自体がおかしいんじゃないかと思うんですよ。

特に、私、先ほど高田議員も言われましたけれども、ものをつくるのであれば、その積算価格というのは出てくると思うんですけどね。壊す場合の価格は、何でみんななどの業者も一緒になってしまうのかなとか、その計算の仕方も本当は今日聞きたかったんですけども、そういうのはやっぱりちょっとおかしいんじゃないかなと思って。

だから、やっぱり業者とか、使っているんなら、そういうところを、金額とそれを教えてくれてもいいんじゃないですか。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをします。

予算の部分と設計のほうにつきましては、当初予算等、予算において計上いたしております。

今回の追加した議案につきましては、工事のほうの契約に関する内容についてになりますので、予算のほうにつきましてとか、設計の詳細の額とかは、当初予算で承認をいただいているものと認識をいたしております。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立11名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号、工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） これも先ほどと一緒にですが、なぜ議会が始まる前に議案として提出されなかったのか。これは額がちょっと大きいんですよね。

これは、大体予定価格が出たときに、この金額、予定価格で税別で16億9,683万円という金額が出ています。

これが追加議案で集中審議をしていく中で、適正かどうかちゅうことは、執行部の皆さんは疑問に思われなかったんですかね。それがちょっと不思議なんですよ。相手方があって入札の日程を決めてますということであれば、議会のほうの日程も決まっていますので、なぜそれに添え

るような日程を組まなかったのか。それをひとつ、もう一度教えてください。

それと、今回入札、札を入れたのが1者だけということで、1者だけだということが悪いとは言いません。ですが、これは大分県外の業者でもありますので、入札要件がどういうふうになっているか、ちょっと分かりませんが、これ由布市内の企業でJ Vを組む等で地元企業、地元の皆さんに仕事をしていただくとかいうような発注の仕方、多く公募が募ることができるような設定をされていたのか、それも教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをいたします。

まず、要件設定型一般競争入札というふうな形でやっておりますので、1者の応札でも問題はございません。

そして、今回の案件のほうにつきましては、中継処理施設を整備するというふうな形の工事になりますので、ごみの収集した部分をどうやって効率よく新環境センターまでに運ぶかというふうな形の部分で、ごみを圧縮して、ごみのそこで減量化を図って効率よく収集をするために、その方法として、どういう方法がいいかというふうな形で性能発注方式というふうな形で、設計、施工を併せてやるというふうな形の入札方式を採用しております。

この方式のほうは、要はごみを圧縮するときのプラントのほうにつきまして、各社が持っている独自の機能とか、特許とか、ノウハウとかを、どういうふうに生かしていくかというふうな形になりますので、各会社が持っている部分が、やはり特許とかが違いますので、同じ、答えは一緒なんですけれども、要するに何%か落としていくという形の結果は一緒なんですけど、その過程について各社のやり方が違ってきますので、こちらのほうが設計をしてからやっていくというふうな形のことは、なかなか難しい形になります。

そういうふうな形で、やはり今回の案件につきましては、J Vで組んでいくということがなかなか難しいというふうな形で、一応この入札等を行ったような形になっております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） すみません。そしたら、これ入札を公募したのはいつからで、入札があったのはいつと。計算したりとかする期間がどれぐらいあったのかをお聞かせください。

それと、やっぱりこうやってしっかりと審議をしていきたいんですよね。今は1人3回までしかできませんので、やはりこの審議では私は足りないのではないかなと思うんです。

今、課長が説明していただきましたので、説明をいただいたので、そうなんだろうなちゅうのは分かるんですけども、やっぱりこれは委員会等にも話して、1回質問して議案質疑でした後に、委員会で本来であれば出てくるものですから、委員会に付託されるまでに、こういうことがこうじゃないのかなとか、いろいろ考える期間もあったんですけども、今日はもう話を聞いて、す

ぐ採決しないといけませんので、やはり市民に向けて、しっかり説明するには、やっぱり時間の設定がおかしいのじゃないかなと思うんですが、いま一度、今後の入札の日付をしっかりと考えて、議会のほうに最初から議案として出せる考えがあるかを、その２点お聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをいたします。

まずは、日程のほうにつきましてですけれども、７月の８日の日に公告をいたしまして、そこで入札のほうを８月の３０日というふうな形で約２か月間の期間をしております。その間に競争入札の参加資格の申請書のほうを確認をしますが、極東のほうから出されている部分については、７月の１７日のほうに提出を受けて資格のほうの確認をいたしているところでございます。

今後のほうにつきましては、原課からのほうが設計書等が上がってきた場合、指名委員会を毎月行っておりますので、やはり速やかに指名委員会を行いながら、速やかに発注というふうな形を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑ありますか。坂本光広君。

○議員（４番 坂本 光広君） 今まで聞いていると、これもコンサルに出したのか。それから、例えば、今回いろんな方法があったからというふうになると、それを審査で決めたというの、１者しかなかったのか、それは開かれなかったんだろうと思うんですけど、何者かあった場合、どういうふうな決め方をする予定だったのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをいたします。

２者、３者とあった場合については、やはり一応、要件型の設計の入札でございますので、金額の要するに安い方なり、最低制限価格になった場合につきましては、くじとかいうふうな、同額の場合についてはくじとかいうふうな形での普通の入札と同じようなやり方で決めていくというふうな形になります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 坂本光広君。

○議員（４番 坂本 光広君） それでは、最初にコンサルに対してつくっていただいて、それに対して最低金額等々を決めておいて、ですけど今回は、この場合に関しても、やはり最低金額だけで決める予定だったということですかね。先ほどいろんな会社の分の特許だとか、そういうので違いがあるからって、そういうところではなく、最終的には金額の予定だったということでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをいたします。

各社が持っているプラント等でできあがったもの、要するにうちの中継処理施設から新環境セ

ンターまで運ぶ、その製品の部分については、うちのほう、その基準をつくっておりますので、その基準を満たせば、そのやり方について、ノウハウにつきましては、各自の独自の技術等を採用しながら、その結果をきちっとできていれば問題はないというふうな形で審査をいたしておりますので、その部分が問題なければ、過程のほうにつきましては、いろいろな、要するに事業者が持っている特殊な製品とか、いろいろなノウハウが出てきても問題はないというふうな形の部分で設計施工のほうの性能発注方式という方式を今回はとらせていただいているような形になります。

ですから、そこがきちっとできていれば、あとは金額のほうの部分というふうな形になってくると思います。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。鷺野弘一君。

○議員（１１番 鷺野 弘一君） ６４号、６５号に関しては、同じ場所で、一つは取り壊しが済んだ後に始める事業だというふうに思うんですけど、こんなに２つ併せて、今言われるみたいに、審査もしないで、今審査やっているわけですけども、もう少しやっぱり詳しい審査をするためには、取り壊しが済んだ後に、時間を併せて、ずらしてやっても、これ別に問題がなかったんじゃないですか。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをいたします。

令和９年度に新環境センターが稼働するという日付は決まっておりますので、そこに併せて事業を進めないといけないというふうな形の中から、今回もう併せて発注をさせていただいた次第でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 鷺野弘一君。

○議員（１１番 鷺野 弘一君） じゃ、そのような予定が立っているのであれば、議会日程に合わせた入札ちゅうのができたんじゃないですか。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 今回、議会最終日というふうな形になったんですけども、うちとしてはやはり原課から上がってきた資料を基に７月１日に指名委員会をした中で、それから、速やかに告示を行い、やってきた結果として、今回は入札というふうな形になり、議会の最終日の提出というふうな形になりました。

やはり原課から上がってきた部分については、うちとしては、もう速やかに発注して、やはり工期の確保を優先的にしていきたいと思いますので、向こうから上がってきた日程に合わせながら速やかにやっていきたいと考えております。

○議長（甲斐 裕一君） 鷺野弘一君。

○議員（１１番 鷲野 弘一君） 今の答弁聞いていると、議会軽視じゃないかとするわけですね。やっぱり議会の私たちが賛成をしなければ悪ければ、私たちにもう少しその話を検討する時間を与えてくれてもいいんじゃないかと思うんですよ。

ただ最終日に、ぽっと持ってきて、これでもう終わりですとかいうようなあれでは、これ議会軽視としか私とれないんですけど、それはどう考えてます。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをいたします。

議会軽視とは私は決して考えておりません。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） 私は、反対の立場で討論させていただきます。

反対理由としましては、追加議案ということで議案書としては、取得に当たりというふうに書かれております。次の資料としましては、契約書がついています。請負契約書がついちゃって、入札結果の一覧表がついているだけです。

今質疑をしたことによって、これが特許が絡むことですよとか、あと新環境センターの建設が、もう決まっていますのでというような回答をいただきましたが、やはりそういうことであれば、そういうなぜこういう日程になっているかとかいうようなこともしっかりと説明をするべきだと思います。

なので、私は今質問を３回させてもらいましたが、やっぱり３回では聞きたいことが聞けなかった、まだまだ質疑をしたいなというところがありますので、まだちょっと疑問が残りますので、反対の討論とさせていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 賛成討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第６５号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１１名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６６号、令和６年度由布市一般会計補正予算（第５号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。志賀輝和君。

○議員（2番 志賀 輝和君） 来鉢の農業集落のあそこに行く市道が崩落して、その市道に埋設してあったパイプが、また同じく崩落をして、その工事の案件だというふうに理解をしておるんですが、31日には、あれがもう既に市の迅速な動きで復旧をしておりました、翌日には。それを利用する人たちは、随分助かったなというふうに思うんですが、そのときの、私はあれはあくまでも仮設じゃないかなというふうに思っておったんですけど、この813万円は、その仮設にかかった費用なんですか。それとも、今度また新たに市道を復旧することに伴って、仮設じゃなくて本体工事をする費用なのか、ちょっと教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えします。

今回計上させていただいている予算については、現在、議員が御覧いただいた仮設にかかるものではなくて、基本的には今かけている管のほうは、パイプのほうは、また水害がいつ起こるか分かりませんので、早急に対応できるように、あれではなくてバイパスの管を通すように計画しております。そちらの工事のほうが、一応工事の内容として最大限必要な、安全なものをつくらなければならないということで、県のほうからも指導を受けておりまして、ポンプなどを据えたようなものも計画をしております。

実際のところは、そうじゃなくてもできればいいなと思っているんですけども、今のところは、今崩落している道路の農地側のほうに管を回して、バイパスのほうをつくりまして、復旧できるまで、そこを仮設管にするための工事費用として800万円お願いしております。

本工事については、あその道路が復旧しまして、護岸が復旧して道路ができましたら、そちらに今度改めてまた敷設するようになりますので、また時期を見て補正のほうをお願いしたいと考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 志賀輝和君。

○議員（２番 志賀 輝和君） 一応、仮設にかかるその財源はどこから出るんですか。それで幾ら、仮設にかかった費用が幾らで、その財源はどこから出るかというのをちょっと教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） お答えします。

国の補助が２分の１あるように考えております。残りの分は、市のほうが負担するようになるかと思います。仮の工事自体は、今度本工事と併せて、また国のほうに申請をさせていただくようにしております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第６７号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１７名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６８号、財産の取得について（追認）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） お聞きします。これ、いつ分かったんですか。

すみません、まとめて聞きます。

全協のほうで説明をいただきましたが、デジタル化とかによって予算が増えたので２，０００万円を超えましたということなんですが、これに上がってきていないものに対しては大体どれくらいなんですか、日頃。随意契約という形になっていますが、ちょっと調べさせていただきましたら、随意契約ここ１者ですよ、ずっと由布市は。なので、そこで仮に２，０００万円いっていなかったとしても１，８００万円とか１，９００万円とかいうような数字が常日頃出てきているのか、日頃は何万円とかそういう話なので随意契約でやってきたんですけども、今回デジタル化等によってお金がかかったので２，４００万円かかって、ついつい日頃と同じようにしてしまったという言い方なのか。日頃の大体どれくらいの金額のものを購入されているのか教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

まず1つ目の、いつ、といった質問ですけれども、9月13日金曜日の段階で確認ができました。

それから2つ目、学校教育課内の契約なんですけれども、例えば大きいものでありますとA Iドリルといって、お子さんたちがタブレットの中で使っていくようなものが300万円程度といったものはあるんですけれども、それ以上、2,000万円付近になるようなものはこの小学校の教師用指導書だけといったようなことでございまして、もともとそういったところの経験が不足していたといったところもあります。以上です。（「日頃のやつ、この違う年の、大体どれぐらいの随意契約だったのか」と呼ぶ者あり）

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 4年に一度の更新になるんですけれども、令和2年の前の平成の段階、最後のほう調べましたところ、1,800万円とかいうような形で2,000万円を下回っているような状態でした。

また、中学校が一番最近に行っていたものにつきましては令和3年度だったんですけれども、約500万円といったようなところでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 今回、9月13日に調べていただいていた、発表できるようになったので、途中で話が合ったんだろうと思っていますので、今後こういうことがあっちゃいけないと思いますので、しっかりとしてほしいなと思います。

それとですね、これ4年に一回の教科書の採択のときにこういうお金がかかるんだろうと思うんですが、日頃も1,800万円、4年ごとに2,000万円近いお金がかかっている。しかも、これ大分図書さんですかね、由布市は。なぜここ1者だけなのかと思うのと、明細書の中で各小学校の教科書指導書の購入数が書かれています、これクラスの数で購入数を出しているのか先生の数なのか。すみません、いろいろまとめて聞いておかないと3回しか聞けないので申し訳ないですが。これクラスの数であつたらですね、由布院小学校1年生で、一番最初にある小学校国語学習指導書1年、由布院を見たらですね、6冊買っているんですけども、これ、クラスの数でいったら由布院小学校2クラスしかないんですよ。それに先生がついているとなったときにも、副を入れても4人だと思ってしまうんですけども、この数字の根拠、購入している数字の根拠を教えてください。今度69号でも聞きますので、その数字の根拠を教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

まず、1者限定、大分図書さんになったいきさつにつきましては、大分県教育委員会のほうが

由布市においてはこの大分図書との契約を結ぶようにといったような指示が出ているといったところからございます。

2つ目の冊数についてなんですけれども、議員おっしゃられるように、基本的にはそのクラスの数とかいうこともあります、教職員の数であつたり、あるいは特別支援学級のお子さんを指導している先生方は、通常学級のまた担任の先生とは違う方が指導されているといった部分もありますので、そういった部分で学校と相談しながら数を決定しているといったところでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 3回目です。今ちょっとすごく不思議なことがあったんですけど、大分県から由布市は大分図書株式会社と契約しなさいよという指示が来ているということですか。大分県ですね。それであればですね、教科書を販売できるところというのは決まっていますので、そこしかないのかなとなればあれですけども、大分市とか別府市とかはいろんな教科書会社が入ってますよね。今度認定するにあたって、新しく教科書も増えているとお聞きしていますが、そういう選定するにあたって、教科書を値段で選ぶというのもおかしい話だと思うんですが、これ69号でも聞きますけども、69号で出てきている、取得している教科書も会社全部一緒なんですよね。教科書会社が一緒なんですけど、それをあれですか、由布市の教育委員会さんたちが一応こういう教科書を使いますよというところで皆さんに広めていると思うんですが、例年変わらずなってきたというのは、それはこの教科書がいいからなんですか、それとも値段的に総合的に安くなる、今入札ではないんで、随意契約になったときには、先ほどの入札の話じゃないですけども少しでも安いほうがいいという話なのか、それは教育とあれは違うと思いますけども、教育の質等を上げるためにこの教科書をずっとしているのかというところも重ねてお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

まず、1者のことなんですけれども、各市町村、自治体ごとに教科書を販売するような業者さんがあるかないかといったところも大きいんですけども、由布市にはそういったような会社はございませんので、大分県教育委員会のほうから大分図書さんとの契約というようにいきさつでございます。

2つ目の採択のことについてですけども、教科書が新しく変わる際に、必ずどの教科書を採用するのかといったところは各市町村で協議をして決定していくというような形です。その採択された教科書に応じて、指導書も注文して購入していくというようなことになっております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。瀏野けさ子さん。

○議員（１４番 瀏野けさ子君） 素朴な質問します。

追認ができるのは、大体過去遡って何年とか決まっているのでしょうか。追認の期間ですね。

それともう一つ、令和２年より以前ではこういうことがなかったのかどうかお聞きします。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 追認の期間としましては５年間というような形だと思うんですが、けれども、過去に遡って小中学校、特に小学校を今回確認させていただいたところです。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 瀏野けさ子さん。

○議員（１４番 瀏野けさ子君） それでは、これだけということですね、過去にはないということとでいいんですね。

それと、あと杵築市とか日出町でしたかね、同じような間違いがあったように思います。私、追認がもっと、大概５年ぐらいいかなと思ったんですけど、過去にあって、それもそのまましていたということはなかったのかどうか、ちょっとそれを聞いたかったものですから、過去はなかったということとでいいですね。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。お答えいたします。

調査というのが今現在も継続中でありますので、今後出る可能性が全くなしというふうな言い切りは現在できないという状況ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第６８号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１６名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６９号、財産の取得について（追認）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） お聞きします。

まず初めに、契約書に教育長の名前で判子を押されて承認されております。今回の件についてどのように思われるか、それを一言お願いいたします。

続きまして、先ほど中身が一緒であれば重なって悪いんですが、大分県教育委員会ですかね、から、由布市は大分図書株式会社から購入するよというふうに言われているということなんですが、大分県内で言えばですねいろんな会社があります。教科書を販売の認定をもらっている会社というのは多数あります。なぜ1者なのかということ、大分県教育委員会のほうには由布市としては何も疑義がないまま質問もしていないのか、なぜ1者だけなのかというところは大分県からの回答はいただいていますでしょうか、2点お願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 教育長。

○教育長（橋本 洋一君） 教育長です。お答えします。

この案件につきましては、17日の全員協議会の中で御説明したとおりでございます。現時点においてはですね、やはりそういう認識の欠如ということで謝罪をさせていただきます。今後そういうことのないように二重のチェックをする等、チェック体制を整えて対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

教科書を扱っているような書店があるような場合であれば、そちらのほうをというような形で大分県教育委員会のほうがあるんですけども、由布市の場合にはそういった教科書を扱うような書店がございませんので、大分図書のほうで契約するよというふうな指示でございます。私たちはその指示に従ってというところで、議員のおっしゃられるようなその活動についてはしていなかった、指示に従って活動しているというところでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） であれば、大分県教育委員会がおかしいんですかね。大分県内に教科書を販売する会社が1つしかないんであればそういうような話でいいと思うんですが、遡って調べたところ、由布市が教科書を購入しているのは大分図書株式会社だけですね。しかも随意契約が2,000万円近いものがあります。今回の2件に関しては2,000万円を超えています。となったときには、少し私は疑義に思うところがあります。

先ほど来のように、大分県内には教科書を販売する会社がありますので、価格は一緒かもしれませんが、1つの会社とお付き合いというのも少し、しかもそれは大分県教育委員会からの指示だという話であれば、なおのことなぜだろうという、こちらで回答は出ない話だと思いますので、ここで私は不思議だなということしか言えないのかなと思います。なので、大分県内に教科書の販売する会社は多数ありますので、そういうところからも購入することができるのかということ

を今後は質疑をしていただきたいなと思いますので、その質疑ができるかできないかだけ教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

大分県教育委員会のほうに、今回御指摘いただいたような内容についてはまた御報告しながらですね、またどのような対応とかいうことができるのかといったところは協議していかなければいけないと思うんですけども、この段階でできるかできないのかといったところの御回答が私の立場でちょっと苦しいというか、できないといったところでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） そうであればですね、今度１２月議会ありますので、今回賛成多数で承認されるかなと思いますので、承認されるということは、こういうふうにもまた大分図書株式会社さんから購入するということになりますので、いま一度ですね大分県教育委員会のほうに問合せをしていただいて、１２月議会でもいいので、そのときにどのような回答をいただけたか、皆様の前でお話ししていただければ助かりますが、その点はどうか。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

今回のことを振り返りながらですね、また議員の御指摘されたことについてはちょっと確認してまいりたいと思います。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第６９号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１７名中起立１５名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第２２、発議第３号、学校給食費の無償化を求める要望意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） 質問は、これは田中真理子議員にするようになる、誰に質問すればいいんですか。

教育民生委員長に質問いたします。前回の由布市議会では、給食無償化について検討していくという回答がありましたが、今回国のほうに求めるということは、給食費分、国民の税で負担するような話になると思うんですが、その分、また新たに国民の給食費ということで税負担が増えるのではないかと、そういうような検討はされていますか。

○議長（甲斐 裕一君） 田中真理子さん。

○議員（１６番 田中真理子君） 高田議員にお答えします。

そこまでは追求はしておりません。ただ、客観的に見ればそうなってくるかと思いますが、今の現状の状況では、やはり無償化に向けて少しでも公平、公正に、そして行政も今財政逼迫しておりますし、できれば国のほうで全国一律に無償化に向けて話を進めていってもらいたいということで、今回この要望意見書を出しました。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） 由布市の財政が逼迫しているということで国に求めるということは、国民の今生活が苦しいという閉塞感になっている方々が多いところで、具体的な数字等も出せずに、由布市が皆さん困っているように見えるのでということで国のほうにお願いするということは、国に言ったとしても、それは国民に税負担を強いることになりますので、その点については、やはりいま一度しっかりと由布市議会で話した上で、国のほうに提案するのであれば提案するべきですし、何らかの今負担に思われている方々がいれば、思っている方に対しての何らかの制度ができないかとかいうようなことは話し合われたのか、それと前回議会の終わりに、大体由布市でどれくらいかかりますかというような話もしていたのですが、由布市としては無料化にした場合には財政負担が全くできないという考え方で国のほうにお願いしようとしているのか、その点を教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 田中真理子さん。

○議員（１６番 田中真理子君） お答えいたします。

教育長の答弁の中に、食材費は１億３，０００万円かかるというふうな説明がありました。これのためにも財源確保は必要だということですよ。

それで、私たちはその細かいところまであれはしておりません。前回最後のほうに高田議員からそういうような説明があったと思いますが、今回はこの陳情・請願に対しましてそれにどう応えるかということで話をしました。細かい数字につきましても給食センター、それから学校教育課のほうからは聞いてはおります。

今後、そういったこともしていかなきゃならないなと思います。これはもうお互い相互の関係の助け合いになるかなと思うんですけど、今のところ私たちは国のほうがこういったことも未来戦略方針の中でしているのであれば、早急にその辺はきちんとした報告を出した上でやってもら

いたい。

この制度につきましてもいろいろ課題があると思います。それを一つ一つ押さえていくことは大事だと思っております。しかしながら、一方では国に対してこういった要求、意見書も出す必要があるのではないかということで、教育民生のほうでは今回この要望意見書を出すようにしました。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後2時06分休憩

.....

午後2時07分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

お諮りします。ただいま各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書及び発議が提出されております。ついては、この2件を日程に追加し、追加日程第1、第2として議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、この2件を追加日程第1、第2として議題とすることに決定しました。

_____・_____・_____

追加日程第1. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（甲斐 裕一君） 追加日程第1、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

追加日程第2．発議第5号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、追加日程第2、発議第5号、令和6年台風第10号の防風雨等による災害からの復旧・復興に関する意見書についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。15番、佐藤人已君。

○議員（15番 佐藤 人已君） 発議第5号、令和6年台風第10号の暴風雨等による災害からの復旧・復興に関する意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、地方自治法第99条及び由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年9月24日、由布市議会議長、甲斐裕一殿。

提出者、由布市議会議員、佐藤人已です。

賛成者は、記載のとおりでございます。

提案理由は、国に対して令和6年台風第10号による被害からの復旧・復興に向けた対策を求めるためでございます。

令和6年台風第10号の暴風雨等による災害からの復旧・復興に関する意見書。

本市では、8月29日から30日にかけて大雨に見舞われ、線状降水帯が発生し、本市湯布院町で観測史上最大となる1時間雨量75.5ミリの非常に激しい雨が降った。河川の氾濫や越水などによる浸水被害、河川護岸の流出、土砂災害などが広範囲にわたり多数発生し、本市に甚大な被害をもたらした。特に、本市の基盤産業である農業においては、農作物の浸水、冠水、落果、農地、農業用施設の流出や土砂流入など多数発生した。9月9日現在、本市農林水産業の被害は6億8,814万円に上がっている。件数は471件。また、商工、観光産業関係、住宅地においても建物や敷地への浸水により大きな被害が生じた。

本市においては、大分県や国と連携し、被害状況の把握や応急対策、災害復旧に全力で取り組んでいるところである。しかしながら、令和2年7月豪雨、令和4年14号台風による被害の爪痕が残る地域では、度重なる災害により復旧・復興が仕切り直しを余儀なくされる事態となった。

つきましては、今回の令和6年台風第10号の暴風雨等による被害の復旧・復興が図られるとともに、災害に強い郷土づくりが実現できるよう、次の事項を強く要望します。

1つ目、今回の令和6年台風第10号の暴風雨等による被害に対し、激甚災害に対処するため

の財政援助等に関する法律が適用されるよう、特段の御配慮をお願いしたいこと。

2つ目、被災者の一日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など、弾力的な運用を行うこと。

3つ目、農林水産業の早期再開のため、被災した農地、農業用施設等、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。

4つ目、被災地の切れ目ない復旧、復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。

5つ目、豪雨災害からの土砂崩落等による道路の通行止めや水道水施設等の破損による断水、河川の急激な漏水に伴う浸水被害が発生しており、本市の行う道路警戒等では十分に対応できないことから、国に対する道路警戒等への支援や被災調査への支援とともに、今後の本格復旧、復興に向けた技術的助言や人的財政支援について特段の御配慮をお願いしたいこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、以下記載のとおりでございます。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの発議1件について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。

発議第5号、令和6年台風第10号の暴風雨等による災害からの復旧・復興に関する意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

会議を閉じます。これで令和6年第3回由布市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員